

# 「大阪市立平野南小学校 学校いじめ防止基本方針」

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

## I いじめとは

### いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。) 第2条は、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、と定義している。

#### 【留意点】

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることをふまえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、当該児童生徒や関係児童生徒の様子を知る複数の教職員からの情報を総合し、校長が責任を持って行わなければならない。

②「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

③「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどをも含む。対等のけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

④インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導など適切な対応が必要である。

⑤「いじめ」の中には、犯罪行為に該当する可能性があり、早期に警察に相談又は通報することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

### 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視される
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・プロレス技を掛けられる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・万引きを強要される
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・汚物その他の飲食物でない物を飲食させようとする
- ・下着を脱がされる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

\*以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

## II 未然防止

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ（未然防止の取り組み）を行うことが、『いじめの防止』に最も合理的で最も有効な対策になる。

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることから始まる。つまり、日々の学校生活の改善から未然防止は始まる。

### 『わかる授業』づくりを進め

静かに授業が始まられ、子ども全員にわかる授業を展開すれば、生活指導上の問題の多くは未然に防止できる。『わかる授業』とは、単に学力向上を目指す授業ではなく、すべての児童が授業に参加して活躍でき、理解できるという授業である。そのためには、全クラスで研究授業を実施し、授業を公開することにより、授業改善を行う。

### 『授業中の規律』を守る

チャイムが鳴ったら着席する、友だちの発表はだまってしっかり聞く、学習用具は忘れず持ってくるなど、授業の規律の問題を含めた『学級（学習）のルールづくり』を年度当初に子ども達と一緒に行い、達成状況に応じてルールを見直す。

授業以外では、友人関係、集団作り、社会性の育成などが重要である。年間を通じて、社会体験や交流体験の機会を計画的に実施し、児童自ら気づく・学ぶ機会を提供していく。児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができる。教師はそのための『場づくり』を行っていく。

### 『自己有用感』を持たせる

#### 『自己有用感とは』

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることのできる自己の有用性のことを自己有用感と呼ぶ。児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定するため、児童の発達段階や学習内容、時期に応じて次の様な体験的な学習を実施する。

- 1 年 学校たんけん、公園たんけん、保育所・幼稚園との交流
  - 2 年 校区探検、歯磨き指導、JA出前授業、収穫祭
  - 3 年 平野の町たんけん、あべのハルカス見学、図書館見学、商店街・スーパー見学
  - 4 年 あべのタスカル見学、下水道科学館見学、水道教室、車いす体験
  - 5 年 林間指導、非行防止教室、NHK見学、歴史博物館見学
  - 6 年 修学旅行、ピース大阪見学、卒業遠足、摂陽中学校クラブ体験、クラフトパークでの陶芸体験、卒業式
- 全学年 ペア学年での集会活動、平南カーニバル、地域子ども会、卒業を祝う会、芸術鑑賞会、作品展、学習発表会、栄養指導、保健指導、避難訓練 など

## 「いじめ防止に向けた年間計画」

	教職員	児童・保護者等
4月	○いじめ防止基本方針の共通理解 ○児童に対する情報交換	○学級開き・学級ルールづくり ○いじめ防止基本方針の地域への説明 【地域活動協議会】 ○学校いじめ防止基本方針のHPへの掲載
5月		
6月	○いじめアンケートの実施 ○教育相談	
7月		○保護者との情報交換
9月	○授業アンケート	
10月	○学校評価の実施	○行事を通した人間関係づくり【運動会】
11月	○いじめアンケートの実施 ○教育相談	○行事を通した人間関係づくり 【作品展・学習発表会】 ○保護者との情報交換
12月		
1月	○授業アンケート	
2月	○いじめアンケートの実施 ○教育相談	○行事を通した人間関係づくり【卒業を祝う会】
3月	○児童に対する情報交換 ○いじめ防止基本方針の総括	

### III 早期発見

いじめ問題において、『いじめが起こらない学級・学校づくり』等、未然防止に取り組むことが最も重要なことです。そのためには、『いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの』という認識をすべての教職員が持ち、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応することが最大のポイントです。教職員は、児童の毎日の様子を観察し、子どもが発する小さなサイン（言葉・表情・しぐさ・行動）を見逃さず、発見することが大切です。

#### いじめ早期発見のチェックリスト

場面	チェック	いじめのサイン
始業前		・遅刻、欠席が増える。
		・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
		・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。
		・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
授業中		・保健室、トイレによく行くようになる。
		・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を頻繁に訴える。
		・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。
		・正しい発言を冷やかされたり、周囲がざわついたりする。
		・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
		・周囲の子どもが机、いすを離して座ろうとする。
休み時間 ・昼休み		・1人で過ごすことが多い。
		・遊びと称して友だちとふざけあっているが表情がさえない。
		・他の学級担任の先生や教職員にかかわりを求めてくる。
給食時間		・特定の子どもが配膳すると嫌がられる。
		・机を離されたり、避けられたりする。
		・順番に並ぶとき、特定の子どものそばに並ばない。
清掃時間		・嫌がる仕事をよく任せている。
		・特定の子どもの机やいすが運ばれず、放置されている。
放課後		・急いで1人で帰宅する。またはいつまでも学校に残っている。
		・1人で掃除や後片付けをしていることが多い。
		・靴やかばん、傘などが紛失する。くつ箱にいたずらされる。
		・用事がないのに教職員や職員室の周りにいる。
その他		・グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。
		・持ち物や掲示物に落書きされる。
		・教職員と視線が合わない。話すときに不安そうな表情をする。
		・悪口を言われても笑っている。
		・特定の子どもの机や持ち物にさわろうとしない。
		・不自然な言動が見られ、周囲の動向を絶えず気にする。

※ 担任以外の方は、気になる児童がいれば、担任に知らせるなど、教職員間で情報を共有しましょう

## 家庭用チェックリスト

### 【態度やしぐさ】

- ★家族との会話が減ったり学校の話題を意図的に避けたりするようになる。
- ★感情の起伏が激しくなり、ささいなことで怒ったり動物や物等に八つ当たりしたりする。
- ★受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- ★部屋に閉じこもり、考え方をしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする。
- ★朝、なかなか起きてこない。
- ★帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。
- ★用事もないのに、朝早く家を出る。

### 【服装、身体・体調】

- ★理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。
- ★理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとがある。
- ★自分のものではない衣服を着ている。
- ★学校に行きたくないと言い出したり、登校時間が近づくと腹痛等身体の具合が悪くなったりする。
- ★食欲不振、不眠を訴える。

### 【学習】

- ★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ★成績が低下する。

### 【持ち物、金品】

- ★家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる。
- ★持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたり、落書きがあつたりする。

### 【交友関係】

- ★友だちや学級の不平・不満を口にすることが多くなった。
- ★友だちからの電話に出たがらなかつたり、遊びの誘いを断つたりする。
- ★仲のよかつた友だちとの交流が極端に減った。
- ★口数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- ★無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあつたりする。
- ★急に友だちが変わる

※ 上記の点で気になることや、それ以外でもお子さんことで気になることがあれば、

学級担任または学校までご相談ください。

### アンケートの実施

学期に1回『いじめアンケート』を実施し、アンケートの結果を踏まえ、児童に対して個別に教育相談を行います。児童の困っていることや悩みを引き出し、早期対応を図ります。

校内体制として、『職員会議』『生活指導部会』『いじめ防止対策委員会』を設置する。必要に応じて外部団体と連携を図ったり、応援の依頼を行ったりする。

### 職員会議

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### 生活指導部会

月1回生活指導部長・各学年担任等で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

### いじめ防止対策委員会

法第22条に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に関する措置を実効的に行うため、管理職・教職員の情報共有・連絡網など組織的な対応を行うための中核となる組織を置く。

この組織は、校長が権限と責任を担うとの大前提の下、管理職、生活指導部長、学年主任、養護教諭、学級担任などで構成し、必要に応じて心理や福祉の専門家等を加えて助言を得ながら対応する。教育委員会との連絡・報告は、管理職が当たるものとする。

学校がいじめ（あるいはいじめの可能性）に気付いた場合、「5つのレベルに応じたいじめへの対応」等に基づき、教育委員会の指示・指導を得るとともに、関係機関等とも連携しながら、校内においては校長の権限・責任の下でこの組織が中心的な役割を担う。

同組織の長は校長とする。

# いじめアンケート（高学年用）

年 組 どちらかに○をつけよう  
(男・女)名前

## いじめについてのアンケート（小学校高学年用）

先生から指示があるまでは答えないでください。すぐに相談したいことがある場合は「相談ボックス」にある「相談する」を押してください。

### 1. あなたは今のクラスになって、いじめられたことはありますか。\*

- ある →2.へ
- ない →7.へ

上の しつもん 1.で 「ある」と 答えた 人だけ つぎの 2.~5.に 答えてください

### 2. だれから、いじめられましたか。 [いくつ答えるてもかまいません]

- 同じクラスの友だち
- 他のクラスの友だち
- 同じ学校の年上の人
- 同じ学校の年下の人
- 他の学校の人
- その他の人

### 3. どんなことを、されましたか。 [いくつ答えるてもかまいません]

- 仲間はずれにされた
- 無視された
- 持ち物をかくされた
- いやなことを言われた
- いやがることをさせられた
- たたかれたり、けられたりした
- とじこめられた
- お金をとられたりした
- メールなどで、悪口をかかれた
- けいたい（スマートフォン）やパソコンに自分の写真をのせられた
- 自分のからだや性にかかわることでいやなことをされた
- その他

4. そのいじめは、今もつづいていますか。

- つづいていない
- つづいている

5. あなたは、そのいじめを、だれかに話しましたか。

- 話した →6.へ
- 話していない →7.へ

上の しつもん 5.で 「話した」と 答えた 人だけ つぎの 6.に 答えてください

6. だれに、そのことを話しましたか。 [いくつ答えてもかまいません]

- 担任の先生
- 保けん室の先生
- 他の先生
- スクールカウンセラー
- 友だち
- お家の人は
- その他

7. あなたは今のクラスになって、いじめたことはありますか。 \*

- ある →8.へ
- ない →11.へ

上の しつもん 7.で 「ある」と 答えた 人だけ つぎの 8.~10.に 答えてください

8. だれを、いじめましたか。 [いくつ答えてもかまいません]

- 同じクラスの友だち
- 他のクラスの友だち
- 同じ学校の年上の人
- 同じ学校の年下の人
- 他の学校の人
- その他の人

9. どんなことを、しましたか。 [いくつ答えてもかまいません]

- 仲間はずれにした
- 無視した
- 持ち物をかくした
- いやなことを言った
- いやがることをさせた
- たたいたり、けったりした
- とじこめた
- お金をとった
- メールなどで、悪口をかいた
- けいたい（スマートフォン）やパソコンに他の人の写真をのせた
- 他の人のからだや性にかかわることでいやなことをした
- その他

10. そのいじめは、今もしていますか？

- 今はしていない
- 今もしている

11. あなたは、いじめを見たり、聞いたりしたことがありますか。 \*

- ある
- ない

<おわり>です。

# いじめアンケート（低学年用）

ねん くみ (どちらかに○をつけよう)  
ねん くみ (おどこ・おんな) なまえ

## いじめについてのアンケート（小学校低学年用）

せんせいからいわれるまではこたえないでください。すぐにそだんしたいときは「相談ボックス」にある「相談する」をおしてください。

### 1. あなたは いまの クラスに なって いやなことを されたことが ありますか。 \*

- ある →2.へ
- ない →7.へ

うえの しつもん 1.で 「ある」と こたえた ひとだけ 2.~5.に こたえてください

### 2. だれから いやなことを されましたか。 [いくつ こたえても かまいません]

- おなじ くらすの ともだち
- ほかの くらすの ともだち
- おなじ がっこうの としうえの ひと
- おなじ がっこうの とししたの ひと
- ほかの がっこうの ひと
- そのほかの ひと

### 3. どんな いやなことを されましたか。 [いくつ こたえても かまいません]

- なかま はずれに された
- むし された
- もちものを かくされた
- いやなことを いわれた
- いやがることを させられた
- たたかれたり けられたりした
- とじこめられた
- おかねを とられたり した
- めーるなどで わるぐちを かかれた
- けいたいや すまーとふおん、ぱそこんに じぶんの しゃしんを のせられた
- じぶんの からだの ことで いやな ことを された
- そのほか

4. いやなことを されることは いまも つづいて いますか。

- つづいていない
- つづいている

5. いやなことを されているのを だれかに はなしましたか。

- はなした →6.へ
- はなしていない →7.へ

うえのしつもん 5.で 「はなした」と こたえた ひとだけ つぎの 6.に こたえてください

6. だれに そのことを はなしましたか。 [いくつ こたえても かまいません]

- たんにんの せんせい
- ほけんしつの せんせい
- ほかの せんせい
- すぐーる かうんせらー
- ともだち
- おうちの ひと
- そのほか

7. あなたは いまの クラスに なって いやなことを したことが ありますか。 \*

- ある →8.へ
- ない →11.へ

うえの しつもん 7.で 「ある」と こたえた ひとだけ つぎの 8.~10.に こたえてください

8. だれに いやなことを しましたか。 [いくつ こたえても かまいません]

- おなじ くらすの ともだち
- ほかの くらすの ともだち
- おなじ がっこうの としうえの ひと
- おなじ がっこうの とししたの ひと
- ほかの がっこうの ひと
- そのほかの ひと

9. どんな いやなことを しましたか。 [いくつ こたえても かまいません]

- なかま はずれに した
- むし した
- もちものを かくした
- いやなことを いった
- いやがることを させた
- たたいたり けったりした
- とじこめた
- おかねを とった
- めーるなどで わるぐちを かいた
- けいたいや すまーとふおん、ばそこんに ほかのひとの しゃしんを のせた
- あいての からだの ことで いやな ことを した
- そのほか

10. いやなことを することは いまも つづけて いますか。

- つづけていない
- つづけている

11. あなたは いまの クラスになって だれかが いやなことを したり いやなことを されたりしているのを みたり きいたりしたことが ありますか。 \*

- ある
- ない

<おわり>です。

## IV いじめに対する措置

### いじめ事案の調査及び早期対応

- ①いじめ行為の制止
- ②生命・身体等の安全確保
- ③心のケア及び学習支援
- ④事案の調査
- ⑤いじめに該当するかの判断
- ⑥被害児童生徒・保護者の要望・意見等の尊重
- ⑦被害児童生徒・保護者への情報開示と説明
- ⑧犯罪行為の警察への通報
- ⑨警察の捜査等への協力
- ⑩ルールに基づく加害児童生徒への対応措置
- ⑪出席停止の措置及び個別指導教室における指導
- ⑫被害児童生徒の安心できる学習環境の確保
- ⑬加害児童生徒等の転校の意思確認
- ⑭第三者専門家チームの活用
- ⑮被害児童生徒・保護者への寄り添った支援

### 重大事態への対処

「重大事態」とは

- (ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (イ) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ①重大事態の報告・申立て
- ②第三者委員会による重大事態の調査
- ③調査への協力
- ④被害児童生徒・保護者への情報提供・経過報告
- ⑤詳細調査結果の被害児童・保護者への提供並びに市長及び教育委員会への報告
- ⑥第三者委員会から意見具申の公表